

令和2年第7回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年7月22日(水) 9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所4階第2会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小出哲義 | 出席 |
| 4番 | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 真鍋和聰 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 中川香代子 |
| | 瀬川隆司 |
| | 尾崎明菜 |
| 生涯学習課長 | 三井佳和 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |
| | 山田隆司 |

.....

【開会時刻 9時35分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和2年第7回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日7月22日一日限りとします。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第29号 大竹市地区体育委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第29号 大竹市地区体育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市地区体育委員として委嘱している委員の交代があったので、後任の者を、新たに大竹市地区体育委員に委嘱するものです。

はじめに、大竹市地区体育員とは、健康で明るい生活と、地区住民の親睦を図るため地区ぐるみでスポーツ・レクリエーションを楽しみ、推進していくことを目的として、大竹市地区体育委員に関する規程に基づき教育委員会が委嘱することとなっており、各自治会から原則男女1名ずつを選出しています。具体的

な活動としては、市民健康づくり大会や市民ハイキングなどに地域住民が参加していただくよう声掛けや、当日の運営などを積極的に行っていただいています。大竹市地区体育委員は、大竹市地区体育委員に関する規程第4条の規定により定数は原則として各自治会男女各1名、第5条第1項の規定により任期は2年、同条第2項の規定で再任することができますとなっています。このたび、4地区の自治会長から新任7名の推薦がございました。新任の大竹市地区体育委員の任期は、大竹市地区体育委員に関する規程第5条第1項のただし書きにより、前任者の残任期間となりますので、令和2年8月1日から令和3年6月30日までの11か月となります。

この度の大竹市地区体育委員の構成状況ですが、地区別では、元町一丁目自治会から2名、御園自治会から1名、御園台自治会から3名、小方ヶ丘自治会から1名、計7名となっています。男女別では、7名中男性4名、女性3名となっています。新任大竹市地区体育委員についても、引き続き大竹市の社会体育及び地域のスポーツの推進役としてご活躍いただきたいと思います。説明を終わります。

- 小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- 池田委員 体育委員が前任者の在任期間ということで選出されていますが、各自治会男女各1名になっていますが御園台は3名なんですね。
- 事務局 原則男女各1名ずつということになっています。御園台に関しては、副の方を1名推薦したいということで3名になっています。
- 小西教育長 副ということですね。
- 事務局 はい。
- 中田委員 新任の方ということで出ていますが、原則各地区男女1名ずつということですが、欠員が出ている地区は現段階ではないということでしょうか。
- 事務局 自治会からの推薦がない地区が6地区あります。推薦が男女1名ずつですが、男女どちらかしか出ていない地区が10地区あって、22名が欠員となっています。
- 小西教育長 22名の欠員は1つの課題として、100%になるように事務局にもしっかりと取り組みについてお願いしたいと思います。他に質疑はありますか。
- 委員一同 なし。
- 小西教育長 質疑なしと認めます。
- これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第30号 大竹市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第31号 大竹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

議案第32号 学校における働き方改革取組方針の一部改定について

- 小西教育長 日程第3「議案第30号 大竹市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、日程第4「議案第31号 大竹市立学校の教育

職員の在校等時間の上限等に関する方針について」及び日程第5「議案第32号 学校における働き方改革取組方針の一部改定について」の3件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局

まず、背景から申し上げます。平成30年に公布された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、民間企業においては時間外労働の上限時間が新たに規定され、公務員においては超過勤務命令の上限時間を条例や規則等で定めることになりました。しかし、公立学校の教育職員においては「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」が適用され、時間外勤務命令に基づいて業務を行うのは、「限定4項目」とよばれる①実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害に関する業務だけであるため、4項目以外の業務はこの条例や規則等の対象とはなりません。けれども4項目以外の業務であっても、公務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものではないものの、学校教育活動に関する業務を行っていることに変わりはなく、4項目以外の業務も含めてしっかりと勤務時間管理を行うことが必要です。よって、4項目以外の業務のための時間を「在校等時間」として勤務時間管理の対象とすることを明確にしたうえで、その上限時間を示すことが、学校における働き方改革を推進させることにつながります。そこで文部科学省は、給特法の第7条第1項の規定に基づき、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、指針を参考に、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定するよう規定しました。これを受け、広島県は「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正し、「市町の教育職員の業務の量の適切な管理等の措置は、指針を踏まえて、サービス監督者である教育委員会が定める」こととしました。よって「業務量の適切な管理等」について、規則で位置づけ、より守らなければならないものとし、詳細を方針で定めるものです。また、令和元年6月に策定した「学校における働き方改革取組方針」を本日付けで改定するものです。

議案30号「大竹市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について」をご覧ください。「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を大竹市に引き直した表現としています。第1条の趣旨は、先ほど申し上げたとおりです。第2条において、用語を定義づけています。なお、本規則における教職員は、今年度大竹市では、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭にあたります。事務職員は時間外労働の限度時間を適用するため、除外しています。第3条において、業務量の適切な管理、つまり時間外在校等時間の上限について定めています。これにつきましては、「大竹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」で説明させていただきます。なお必要な事項は教育長が別に定めることとし、施行日は本日とします。

続いて議案第31号「大竹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する

る方針の制定について」です。こちらも「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を大竹市に引き直した表現としています。「要旨」と「概要」の対象職員は先ほどご説明したとおりです。養護助教諭と学校栄養職員は配置がありませんが、今後配置があるかもしれないので対象に含めています。在校等時間は、校内に在校している時間と、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間を合わせた時間から、自己研鑽の時間、その他業務外の時間、休息時間を除いた時間とします。上限時間は、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間について、1年について360時間以下、または1か月について45時間以下とします。ただし、児童生徒等にかかわる臨時的な特別の事情がある場合の、上限時間に示す通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、特例として1年について720時間以下、1か月について100時間未満、1年のうち45時間を超える月が6月以下、連続勤務期間の月あたり平均が80時間以下とします。対象時間は、原則、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。把握方法については、勤務時間管理システムに基づいて把握します。

事後検証としては、「特に、特例」、つまり児童生徒にかかわる臨時的な特別の事情がある場合に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。持ち帰り業務では、持ち帰り業務が増加しないよう、持ち帰り業務を縮減するよう、実態を把握し取り組みます。その他、必要な事項については、教育委員会が別に定めるとともに、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保するよう留意すること、教育委員会に長時間勤務に関する相談窓口を設置することとしています。施行日は本日とします。

最後に、「学校における働き方改革取組方針」です。教育職員の働き方改革について、大竹市立学校の実態を踏まえた学校における働き方改革取組方針を令和元年6月28日付けで策定し、取り組んでいました。この度、大竹市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び大竹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を本日付けで定めることに併せて、取組期間や目標などについて改定をするものです。なお、こちらも広島県版の「学校における働き方改革取組方針」を大竹市に引き直した内容となっています。時間の関係で簡潔に説明します。

「Ⅰ 現状・課題」について、本市は令和元年6月28日付けで本方針を策定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」を目標・成果指標とし、学校全体の働き方改革を進めてきましたが、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合」は、令和元年9月調査で69.2%、令和2年1月調査で73.3%でした。また、「時間外勤務が月45時間を超える教員の割合」は令和元年度で41.8%であり、そのうち「月80時間を超える教員の割合」は9.5%と、長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況です。「Ⅱ 目指す姿・大竹市教育委員会及び大竹市立学校の役割」では、目指す姿と市教委及び学校の役割について掲げています。「Ⅲ 期間・目標」は、令和2年度から

令和4年度の目標について掲げています。「Ⅳ 取組の柱」としては、4つの視点を掲げています。「Ⅴ 取組内容」として、視点ごとに具体例を挙げています。

「Ⅵ フォローアップ」として、勤務実態調査や取り組み検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行います。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 時間だけがすべてではないと思いますが、一つの目標を設定するのは良いことだと思います。時間が制限されれば、制限された時間の中で効率良くしようとするにつながると思います。職場の環境にもつながると思います。時間管理で「勤務時間管理システム」というのが出ましたが、具体的にどのように勤務時間を把握しているのかということをお教えいただきたいです。具体的にタイムカードがあるのか、出勤簿があるのか、出勤簿があるとしたら個人で管理しているのか、管理者が管理して管理者の時間と照会しているのか、サービス残業であるとか、仕事を家に持ち帰るとかが常態化しているところがあるのかもしれないですし、その辺をお教えいただけたらと思います。

事務局 勤務時間の管理ですが、出勤簿はあります。朝出しておいて、管理職が管理しています。出張とかそういうことを記入しています。詳細にいつ学校に入っていつ帰ったかを管理するのは、勤務時間管理簿というのがあります。専用のパソコンが出勤簿の隣に設置してあって、来たら押して入校時刻が入ります。帰る時に押すと退校時刻が入ります。途中で出張に出て帰ってくることもあります。最初に学校に来て最後に学校を出た時刻が記録されます。設定によって、今現在は時間外80時間未満を目標にしていたので、80時間未満がどれくらいいるのか、一人一人記録がされます。一人一人を見ることができて、あとどれくらい時間外をしたら80時間を超えるかわかるようになっています。管理職も声をかけますが、自分でもある程度目標を見て自分のページを見て管理することができます。

家庭に持ち帰って仕事をするのも当然ありまして、時刻が入力されるということもあり、早く帰らないといけないということもありということで、持ち帰り仕事はどうしてもあります。当然ノートなど持ち帰る時には記録簿を書いて、個人情報にかかわるものは記録簿を書いてということになります。労働基準法上は、命じられない限り労働時間にはならないはずですが、文部科学省の考え方としては、それも労働時間となっています。それを罰するとかカウントするということは難しいので、持ち帰り仕事はできるだけやらないことというような言い方になっています。実際に持って帰ってどのくらいしているかは、記録等はないので正確なことを教えてもらわない限り把握ができません。

小出委員 時間がすべてではないと言ったのは、教職員の方もいろんなタイプの方がいると思いますので、一つの事にじっくり時間をかけて仕事をする方もいれば、テキパキと効率よく仕事をする方もいると思います。それによってストレスを感じやすい体質の方もいれば、全然主体的に取り組んでストレスを感じない方もいると思います。じっくり時間をかけてやろうという方にとっては、限られた時間になりバサッと時間を切られると、仕事を途中で中断してしまったり、いい加減な仕事になったりすると思います。持ち帰り残業にもつながると思います。先ほどフォローアップというのがありましたが、その辺をしっかりとフォローできるような体制を整えていただきたいです。

事務局 学校全体でこうしましょう、ああしましょうというのは学校の努力と工夫に任されています。働き方改革や業務改善では非常に多くあります。一人一人仕事のやり方とか持っている仕事の量とか質も違いますが、働き方の改革ということで、自分なりにどのように効率的に目標を持ってやっていくかを考えなければいけません。全体で、学校ではこう取り組もうというのは担当ごとに考えて、提案して、今回はこういうことに気を付けて仕事をしようという取り組みですが、一人一人違うので、校長が一人一人見て、学期に1回ですが面談の中で業績評価書、自己評価をするものがあるがそれを基に面談をします。最近は働き方改革の視点を入れようというところもあります。そういったところを視点に個人面談をして、どういうふうに仕事をするか個別に話し合うことも必要かと思えます。全体と個ということで進めていきたいと思えます。

池田委員 3点あります。1点目は学校における働き方改革取組方針の現状の課題というところで、「しかし、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は1月の調査で73.3%であった」、「しかし」、「であった」ということはこれでは十分ではないと考えておられるのだなと思えました。45時間を超える教員の割合であったり、80時間を超える教員の割合であったりもまだまだ多い数字であると捉えていると把握して良いのでしょうか。2点目は、そうは言っても45時間という目標を個人として、また学校として設定するのは大事なことだと思いますが、学校の開校日が月に22日くらいで45時間とすると1日2時間です。そうすると、7時半に出勤して6時に退校したらもう45時間になります。このあたりは学校としてどこをどのように、時間だけではない部分もありますが、効率よくしていくかとか、どこの部分でパソコン、ITを使って軽減していくかという部分を学校ごとの部分と教育委員会としてできる部分を考えていかなければならないのではないかと思います。3点目は、児童生徒にかかわる臨時的な特別な事情がある場合は80時間というのがありますが、生徒指導等にかかわっているとあつという間にこんな時間は過ぎてしまいます。少ない人数、1人、2人の人にそういうことが集中しないような取組といますか、仕組みを学校として作っていないと。生徒指導は、担任や生徒指導主事というところではなくて、学校全体で課題を捉えて教職員みんなで取組んでいく、そのことによって80時間を超えないで済むということもたくさんあると思えますので、そういう取り組み方を具体的に学校としても管理職がしっかり示していただきたいです。

小西教育長 事務局として数字、アンケート結果をどう思いますか。

事務局 1点目の成果目標ですが、目標成果指標というのがあります。子供と向き合う時間の確保ということで、直接だけではなくて、テストを採点したり、教材研究をしたり、子供の授業や学習活動に間接的でもかかわる仕事を向き合う時間としています。当初は、この改定前は時間外80時間を目標にして令和3年度までという計画でしたが、45時間が示されたので変えることになりました。80%以上となることを目指して、令和2年直近で73.3%というのはまだ不十分です。これからも取組を続けていきます。それから80時間、これについては令和3年度までにゼロを目指していました。ここで45時間となりましたので、新たに考えないといけません。直近でいうと、80時間を超えるのが9.5%ということで、令和3年度までにゼロを目指していたところですが、まだ不十分であると捉えています。

2つ目に、徐々に取組を進めていくことが重要ですが、45時間という、1

日2時間、1.5時間とかそれくらいです。朝1時間早く来て、勤務時間が終わって30分、1時間したら45時間になりそうです。実際の学校の先生の生活を考えると、6時間授業をして、そのあと会議があったら17時くらいになって、授業準備・教材研究などは一番時間を使わなければならないと思いますが、突発的に生徒指導とか保護者対応が入ったらもう超えてしまいます。非常に厳しい目標で取り組みを考えていけないといけないし、こうやったらできるというのが今のところ正直言ってありません。やりたいことがある先生も、やらなければいけないことはやって帰らないといけないし、学校でしかできない仕事もあります。時短ハラスメントという言葉もあって、日本の学校は学習指導要領の内容も増えて、さらに時間を短くしろという非常に難しいことに取り組んでいます。やりなさいと言いながら早く帰れという、難しい状態です。学校の方も実際の勤務時間の記録を見ると、学校の工夫と努力で部活動のこともそうですし、成績のデジタル化にしてもそうですし、予定を見える化したり、そういう細かいところを工夫してやっていますし、行事を精選したり、小学校でいうと、市の教育研究団体の水泳記録会や陸上記録会もやめましょうということで、今まで当たり前だったことをやめたりしています。何かを思い切ってしていかないと、ということで四苦八苦しています。教育委員会としても部活動の方針、このあたりは学校も随分変わっています。週2回は休みましょう、1日の時間についても守ってできていると思います。報告書についても簡略化して出してもらおうとか、あるいは指導要録もデジタルで、県から配置されているスクール・サポート・スタッフが、必ずしも教員がやらなくてもいい仕事、印刷業務とか郵便局やJAなど入金などの仕事をやっています。7月13日から玖波小にも配置され、6学級以上の学校に配置されています。玖波中は対象になりませんでした。コロナ対策ということもあり、申請して配置されました。できることをやっていけないといけないと考えています。

3つ目の、特別な事情があってということ。生徒指導ですとか、昨年でいうと小方中学校が1月頃からSNSのトラブルがあり、保護者対応や警察対応に直接かかわった先生は1か月の時間外が130時間とかの先生もいました。だんだん収まってくると3月は臨時休業になったので、80時間以上はゼロになりました。月によってとか行事とか突発的なことにかかわって増えたり減ったりがあります。これも働き方の改革だと思えますが、生徒指導的な面は初動・初期対応を誤ると後々の労力と時間を使ってしまいます。先手先手で保護者へも連絡をしますし、生徒への指導も先手先手でやっていく。しかも、一人で抱えずに。言ってくれる文化が大事なんだという、組織で対応する報・連・相、確認というのは徹底していきます。そういった意味での働き方の改革という意識が必要かなと考えています。

小西教育長 学校というところは地域の方からもお願いをされやすく、実際の子供達の教育ではない部分でも頼まれたり、仕事が今までたくさんありました。その辺も働き方改革を通じて、子供のための教育ということでやっていかないと、多忙感や時間の縮減になっていきません。今からの課題だと思います。振り返ってみると、何で学校がしていたんだろうということがあるのかなと思います。

中田委員 時間を削る、でも子供とはしっかり向き合ってくださいというのは矛盾している部分があると思うんですけど、普通の仕事と違って、自分の仕事だけを自分に与えられた時間だけで済ませるのではなくて、対子供との時間というのがあるので、なかなかここを達成していくのは難しいことだと思います。スクール・

サポート・スタッフの配置人数を増やして、玖波中は対象外であるとのことですが、人数が少なくてもスタッフは大切だと思いますし、このあたりの配置を県からだけでなく市の方で対応できるのであれば、その辺の学校へのフォローは大事になってくるのではないかと思います。先生の時間に余裕ができることによって、子供達へのかかわりも変わってくると思います。先生の精神状態が不安定ならばそれは子供に直に伝わってしまうものだと思うので、ここをどういうふうに保っていくかというところの取組を、策を策定することはすごく大事だと思いますが、遂行するためにどういうふうにフォローしていくか、どう対応を取っていくか、そこが成されないと達成はできないと思います。そのあたりをしつかり盛り込んでいただけたらと思いました。

事務局 人の配置ということで、人とか物とかお金とかがどうしても必要になってきます。人でいうと、学級支援員とか特別支援教育支援員とか財源が厳しい中で、いけばいるほど良いんでしょうけれども、玖波中にもつけさせていただいております。県の基準（6学級以上）があつて、玖波中は3学級プラス1学級・特別支援学級です。授業は4人の先生がしていて、たくさんの先生がいらっしゃるので、できたらいる先生で、特別支援学級で困っている子がいればフォローしてくださいねということで、学校全体で、スクール・サポート・スタッフいなくて申し訳ないけれども、職員室にかなりの先生がいらっしゃるので動いてくださいね、という話をしています。そういった方針を決めましたので、新たにスクール・サポート・スタッフ的な人を配置できれば一番良いですが、大きい学校ならもう一人いてもいいともありますので、そのあたりは検討ということで考えさせていただきたいと思います。

小城委員 勤務時間の量についての話で、民間における労働基準法に沿っての内容だと思いますが、学校ごと、小学校、中学校ごとに先生1人当たりの勤務時間の違いというのはどのくらいあるのですか。人数が多い学校、1クラスの人数が多い先生は勤務時間が長く、1クラスの人数が少ない先生は勤務時間が短いとかそういう調査はされていますか。

事務局 一人一人の勤務時間については、時間外がどれくらいあるかというのは出してもらっています。ただ、その人がどういう校務分掌で仕事を持っているかというのは分かるんですが、具体的に日々どうしているかは見ていないので分かりません。今言われたように、学級担任であれば子供の数が違えばテストをつける量、成績をつける量など物理的に数が異なってきます。学級によっても子供の質というか、子供によっていろいろ違いがあるので対応に時間がかかっている先生もいますしそうでない先生もいます。一人一人が同じような量の仕事をしているということはなかなか難しいです。主任主事の先生とかはそれなりに全体を見ての仕事もあり時間がかかるでしょうし、たとえば初任者とか転勤してきた方とか、初めて教頭になった方とかは勝手が分からずそれだけ時間がかかったりもします。それぞれ学校の中でフォローし合いながらになります。学校によっても勤務時間、たとえばある学校は1年間で平均80時間以上の時間外が0%だけれども、ある学校は8%の人が80時間を超えていたり、15%くらいいたりとか、学校によっても差がありますし、一人一人も差があります。

小出委員 月45時間というのが本当に適正なのかというのはよくわかりませんが、地域の中にあつて学校の役割というのは、単に子供に授業を教えるというだけではないと思います。学校というものが地域の中にあつて、地域の人と学校と保護者と交流する、いざというときには防災の拠点にもなる。地域の方といかにふ

れあってというところも大事なところだと思うので、バサッと授業だけを教えて地域の方との行事はカットしていくというようなところは、どうかなと思うところがあります。PTA活動もありますし、防犯ということになれば地域の方に協力していただかないといけないことはたくさんあると思いますので、45時間というのはなかなか難しいということになれば、逆に県に提案したりということも視野に入れていただきたいと思います。

事務局 いろいろな行事が削減されています。地域、保護者との交流を通した総合的な学習の時間の中での学習など大事なこともあります。ただ、まずは何のためにという目的、どういう力を子供達に付けるためにというところで、こういう内容をこういう方法で地域の方との交流を通して身に付けていこうということを熟慮して精選していくことが大事かと思います。大事なことまで何もかも削っていくのは間違いだと思いますので、そのあたりは配慮していきたいと思います。また、やりながら見直しを図っていかないと、「現実どうなのか」というところを、努力をした上で現状を見ながら、他市町の状況を聞きながら県の方にも話をしていきたいと思います。

事務局 月45時間というのが、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」等によりどの労働者に対しても決まっているので、教員だけ45時間を取り払ってくださいとお願いするのは難しい状況であると思っています。

小城委員 45時間についての検証は法律で決まっているので我々がどうするというのはなかなか難しいのが現状だと思います。その中で、どうやったら45時間以内に納めないといけないかというところで、罰則がないというところでなかなか取り組みの柱の4つ目の「働き方に対する意識の醸成」というのは、罰則があるからちゃんとやるというのはおかしいと思いますが、教職員の方々の仕事に対する意識というのが削がれないような形でしっかり進めていっていただかないと、もちろん子供達のためにもならないと思います。教職員の方々を守らないといけない法律ではあっても、その先には子供達の成長とか、地域のかかわりとか、そういったところに悪影響がないような形でしっかりと進めていっていただきたいというのが一つのお願いです。あと、取り組みの検証、最後のフォローアップのところですが、随時方針の見直しを行う、これが大事だと思います。時間というのは検証しやすい物理的な量なので何とかできると思いますが、先生方の働き方の質とか内容というところも同時に並行して進めていかないと、時間だけが短くなってできましたというのではなくて、その中でこういうことをおろそかにせずしっかり進めることができたという現場の意見をしっかりと抽出していくようにしていかないと、方針自体にそもそも無理があるのではないかということになりかねません。そういうところはしっかりと把握していただきたいと思います。

小西教育長 子供の最大の教材は教員であると言われます。その教員が、先ほどから出ているように元気で、子供達の事をしっかり考えて、子供の健やかな成長に向けての取り組みができるように、教育委員会の方でもしっかりと考えて学校をサポートしてまいりたいと思います。

池田委員 改定の趣旨の最後のところの、働きやすい環境を整備する、管理職を中心として組織的な学校体制を構築するという部分が一番大事なのかなと思います。学校としては学校としての組織をしっかりと、組織として対応していく、1人が抱えるというのではなく、組織として対応することによって目標が達成されていくし、先生たちの意識の部分も保たれるのではないかと思います。さらに言え

ば、例えば人の配置など、教育委員会が働きやすい環境を整備して教育委員会も組織として、学校とかかわっていくなどの部分が大事になってくると思います。

小西教育長 これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件3件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件3件は原案のとおり可決されました。

協議・報告事項 大竹市放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル方式実施

小西教育長 日程第6「協議・報告事項 大竹市放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル方式実施について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本業務は、大竹市放課後児童クラブ運営業務について、効率的かつ効果的な運営を行い、民間事業者が有する専門的かつ多様な知識・経験等を活用することで、充実したサービスを提供し、安全・安心な児童の放課後の居場所づくりと子育てと仕事の両立支援を推進するために民間委託による運営に移行するものです。民間事業者を公平かつ適正に選定するため、大竹市放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル方式実施要綱を定め、公募により提案を求め、その提案内容の優れたものを受託予定者とするものです。業務委託期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間を予定しています。

契約方法は、公募型プロポーザル方式によります。公募型プロポーザル方式とは、複数の事業者から提案書を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式をいいます。地方自治体の契約は競争入札によることを原則としていますが、価格だけではなく、業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて選定する必要があると考えたため、競争入札によることが適さない業務として、公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結するものとししました。

プロポーザル選定委員会委員は、委員長を教育長とし、生涯学習課長、総務学事課長、福祉課長、総務課長の5名とします。

外部有識者は、プロポーザル方式における提案書等の評価の専門性、公平性、透明性を確保し、意見を聴取するために選定します。大竹市立小学校長会から1名、大竹市PTA連合会構成員から1名と、各児童クラブから保護者代表を1名ずつ選出し、計5名とし、プレゼンテーションによる採点の際に意見を聴取することを考えています。

今後のスケジュールの予定について、7月から9月までを準備期間としたうえで、10月までには第1回選定委員会を開催し、プロポーザル実施の公示、提案説明書の配布、提案受付を開始する予定です。11月には、第2回選定委員会を開催し、一次審査、審査基準に基づく採点を行います。一次審査の結果を提案があった事業者に通知し、12月に第3回選定委員会を開催し二次審査、プレゼンテーションによる採点を行います。この審査により最終的な委託予定者を決

定し、審査結果を公表し、年末までに契約を締結する予定を考えています。以上で説明を終わります。

小西教育長 一般、3児童クラブの保護者の方にスケジュールや趣旨について説明会を実施しました。先ほどあったように、このスケジュールで動くのでご意見等をこの機会にいただきたいと思います。意見、質疑はありませんか。

中田委員 保護者の方に説明をされたということですが、おおむね理解を得られているのかお伺いしたいです。もう1点、今いる児童クラブの指導員の方々は長年いらっしゃる方も多いと思いますが、その先生がいるところに大きな安心感を得ています。民営化になるということで、指導員の方々の入れ替えが一斉にあるのであれば少し不安に思います。そのあたりは現段階でどのように考えているのかを教えてください。

事務局 7月4日の土曜日に教育長を含めて職員と保護者の方に説明をしました。民間委託に関しては特に反対はなかったと受け止めています。意見としては、民間委託についてではなく、もう少し時間を延長してほしいであるとか、働く親の立場として18時ではなかなか迎えに行くのが大変である、1日だけ預かる児童を入れていただきたい、働いていて忙しいのに負担金、保護者の使用料の支払いを銀行に15時までに行かなければならないのは不便なためコンビニ等で支払いをできるように出来ないかとか、全体的な意見があったように思います。指導員の件については、これからプロポーザルにより公募をしていきますが、採点基準をある程度公表します。この採点基準の中に、他の市町であれば、今の支援員を希望すればそのまま雇用してもらい余地があるか、という項目を10点とかで規定しています。雇用するとした業者は10点、そうでない業者は何点となるので、そこで配慮ができるのではないかと思います。大竹市の方針としては今の支援員さんを希望すればそのまま雇用していただける業者を優先的に選定していきたいと思っています。

小出委員 2点あります。民間委託になった経緯、今のままでは不足の部分があったのか、経費的な面なのかそれを教えていただきたいのと、もう一つはプロポーザル方式ということで、金額だけではなく業者を選定するというのであれば、プロポーザルで発表された内容がいかに関場で実践されているかというところを見ていくことが大事だと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

事務局 1点目の経緯ですが、民間委託のメリットと考えているのは人材の確保の面で、市でハローワークなどに公募をかけてもなかなか人が集まらない現状があります。民間のネットワークで突発的な人員にも対応できる体制が取れることが期待されるという観点や、運営体制、市の職員特に事務職は数年おきに変わっていくのでノウハウがうまくつながっていかないというところがあります。そういったところを他市の状況を勘案しながら、民間委託をすることによって、現場のことを現場のプロに任せてこちらはそれに追加で何が出来るかということを考えたいと思っています。今放課後子ども教室というのを市で行っていますが、児童クラブは働いている方の支援としての施策で、子ども教室は働いていない保護者のお子さんに対して教育的な観点から行っていますが、そういった連

携もできないかなど。現場のことをプロに任せることによって、そこを私たちが
行い、幅を広げるような対策をしたいというのが経緯となって、民間委託を組み
込みたいと考えました。

事務局 民間委託した後の問題を言われているのだと思います。今回保護者懇談会を
初めて実施しました。これまでもやればよかったんですが、保護者の声を直接聞
くことがなかなかできないということで行いました。そういったことを来年度
もやっていく、そうすることによって、民間委託した後保護者がどう受け止めて
いるかを市が直接聞くことができます。民間を通さずに直接聞くことが大事で
す。それがプロポーザルで提案したことをちゃんと約束通り守っているかの検
証の場になるのだらうと思います。そういったことでそこを補完していきます。
なぜ民間委託か、というところで働き方改革というところも大きいと思います。
教員は民間委託をするわけにはいかないと思いますが、市役所の業務は、同じサ
ービスを提供するのであれば中の手段を変えればそこはクリアするというところ
があります。児童クラブの業務は、職員に45時間という縛りがありますが、
非常に時間外をしています。なぜ時間がかかるかというところを分析すると、行
政のいいところでもありますが我々は3、4年に1回人事異動をします。今年や
っていた担当者が来年は違うところにいます。今直接担当している者は前まで
総務課にいました。同じことをやるのも一からやると時間がかかります。そこを
民間がノウハウを持っているのであれば担っていただく方が効率的で効果的と
いう側面がある、というのも民間委託に移行する目的の一つです。

小西教育長 今回、議会の方でも、市民の皆さんに民間委託のプロポーザルをテーマに話
し合いの場を持つという事です。今日の新聞に出ていたと思います。そのあた
りの意見も聞きながら教育委員会の方で進めてまいりたいと思っています。他
に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 2021年度使用中学校教科書の採択に係る請
願について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年5月1日付けで、「教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま」
から、大竹市教育委員会教育長あてに、「2021年度使用中学校教科書の採択
に係る請願」があり、6月の教育委員会定例会のその他連絡事項において配付し、
報告したところです。「概要」に請願内容として、請願のタイトルを記載してい
ます。

2の請願への対応についてです。大竹市教育委員会会議規則第10条では、
「教育委員会に対する陳情及び請願は、会議に諮ってこれを議題にすることが
できる」と規定しています。これにより、この請願内容を事務局で協議し、「事

務局で協議した結果を回答し、後日教育委員会会議で報告」「教育委員会会議で協議した結果を回答し、後日教育委員会会議で報告」の2つの対応をさせていただきます。請願1から5と7については、教育委員会会議で議決する採択基本方針や、採択に関する具体的な手続き等ですので、この場での協議はせず、後日回答を報告させていただきます。請願6については、「教科書採択時の教育委員会会議の公開」であり、教育委員の皆様に関することですので、後ほど協議していただきたいと思っております。

請願6「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」について協議していただきたいと思っております。請願6の全文は、レジュメに記載しておりますので、ご一読ください。また、請願6にあります、教科書制度の改善についての通知、平成14年8月30日付け14文科初第683号については、机上しておりますので、あわせてご一読ください。なお、昨年6月26日に受理した請願でも教科書採択時の教育委員会会議の公開を求められており、8月16日付で「教育委員会会議については、静ひつな環境を確保するため、非公開としています」と文書で回答しております。広島県内14市のうち、今年度教科書採択の教育委員会会議の公開を予定する市は6市、公開をしない予定の市は5市、検討中であるとしている市は大竹市を含め3市でした。大竹市教育委員会においてはこれまでも、教科書採択について、法令及び文部科学省の通知、並びに広島県教育委員会の指導等を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適切な採択を行っています。その中で、会議等の公開については、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」令和2年3月27日付元文科初第1807号において、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」とされています。つまり、教科書採択は「静ひつ」、静かでおちついた環境を確保して、公平かつ適切に行うことが大前提であり、「静ひつな審議環境の確保等の観点から、会議の公開非公開を適切に判断する」と記載されています。よって事務局案として、「静ひつな環境を確保するため、非公開とする」と考えています。委員の皆様の協議をお願いいたします。

なお、本日の協議は決定事項ではありません。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により、本日の協議とは別に、8月の教育委員会会議において、教科書採択の議事に入る前、公開非公開についてお諮りすることとしますのでご承知おきください。以上で説明を終わります。

小西教育長 2021年度の中学校教科書の採択に係って、教科書問題を考える市民ネットワーク広島から請願が7項目あります。これについて協議をしていただきたいと思っております。とりわけ6番目の「教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること」という請願について、を中心に協議をしたいと思っております。質疑はありま

せんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

池田委員 教科書採択の教育委員会議の公開について、公平・公正に審議を行っていくためには非公開というのが適切ではないかと思っています。理由として、大きくは3点。1点目はどなたでも見に来ることが可能になっているので、利害関係の有り無しが把握できません。そういう方がいらっしゃるときには非常に難しいということ。2点目は、話し言葉ですので聞く人の取り方によっては受け止め方がまちまちになるので公平にならなくて、また、自分の思いを伝えたことが広がっていく懸念があるということ。3点目は、そうはいつでも議事内容については文書で公開されるので、話し合われた内容はきちんと出ます。同じ言葉で出ていくというを受けて止めているので、会議の内容は非公開で良いのではないかと考えます。

中田委員 すべての教科書に目を通して、教育委員会の場において自分たちの思いを見たまの意見を交わし合うというところはとても大事だと思います。利害関係がもしあったとして、そういった発言の一つ一つが違う解釈をされる恐れがあるとしたら、それは良くないと思いますので非公開という意見です。

小出委員 非公開で良いのではないかと思います。理由としては、文科省の方からの提言で、静ひつな採択環境ということで外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられたという懸念を抱かれないようにすること、とあります。会議の内容は議事録で発表されますが、どのような傍聴者があったであるとか、その場の雰囲気公開されることはないと思うので、一片の疑念も市民に抱かせないということからすると非公開にした方が良いのではないかと思います。

小西教育長 非公開という意見が3つ出ています。ここでは決定ではありませんが、こちらの方で今日の意見を聞いて8月の教育委員会のおきにお諮りしたいと思います。

他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 令和2年度大竹市立小・中学校夏季休業日変更による授業日について

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 令和2年度大竹市立小・中学校夏季休業日変更による授業日について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 先月の教育委員会会議では、長期の臨時休業から再開しました学校の教育活動について報告をさせていただきました。前回は質問があり口頭での説明になりましたので、夏季休業日変更による授業日について、今回は資料を基に説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

表の縦が夏季休業日の日にち、横が学校名です。表の中で着色されていない白い部分が授業日になります。7月21日から7月31日までと、8月24日から8月28日までは、6校が共通で、給食を行って午後からも授業の予定です。給

食については、本来は夏季休業中の実施はしないということになっていましたが、業者との協議によって、新型コロナウイルス関係の長期にわたる学校の臨時休業という事情のため、夏季休業中も実施できるということになりました。その他の期間については、猛暑が予想され衛生面での心配があり、給食は実施せず、授業を行うのであれば午前中のみということにしました。

授業日の日数で言えば、少ない学校で15日間、多い学校で19日間です。ただし、表の下に「学校、学年によって1日の授業時間数は異なる日がある。」と記載しておりますが、学校によっても午前中の授業でも4時間、3時間のところがありますし、午後から授業の日でも低学年は5時間、その他の学年は6時間などと、学校や学年のこれまでに実施した授業時数の実情によって計画が異なっているということです。他市の夏季休業中の授業日数の状況は、大竹市よりも多い、少ない、同じくらいと様々です。

前回の教育委員会会議で、夏季休業中の授業日数について本当に授業をクリアしていけるのかという旨の質問をいただき、ご心配をいただきました。夏季休業中の授業日に加え、行事の中止等による授業時間の増加によって授業時間はクリアできることをお答えしましたが、それ以外に、後に学校の校長から聞くと、大竹市は、分散登校での授業実施が大きかったということと、6月1日からの完全授業実施が大きかったということです。5月18日からの分散登校では、大竹市は22時間の授業を実施しました。ところが、通学範囲の広い県立学校が自主分散登校という登校を行うということで、県立に倣って他の多くの市町教育委員会が自主分散登校にしていました。自主分散登校は、分散ですが、自主ということで登校してもしなくてもよく、登校しても出席扱いにせず、主に学校で宿題を行う時間ということです。

また、大竹市では、6月1日から完全な学校の再開を見通して、5月18日から段階的に分散登校を実施し、6月1日からは完全な6時間授業を実施しました。自主分散登校をしていた市によっては、例えば6月1日からは4時間授業で始め、2週目は5時間にしてというように、6月から段階的に始めた市もありましたので、他市と比較すると、むしろ大竹市は随分多く授業を行うことができていたと考えております。新聞報道によっては、記事の中で「自主登校」とか「自由登校」とか「分散登校」の言葉が混在して出てきますが、それぞれの定義がされてもいないため、読者としては、分かりづらかったのではないかと思います。

大竹市としましては、様々な情報を収集しながらも、そのうえで大竹市の児童生徒にとって、どうすることが良いことなのかという判断基準で、今後も主体的に判断していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありますか。意見がありましたら、併せてお願いします。

池田委員　　学年によって授業時数が異なる日があるという事ですが、玖波小・中、小方小・中、大竹中は大体同じ登校になっていますが、大竹小だけが登校日数が違うので、1日の授業時間の工夫をされているのかもしれないですが、その違いの理由を教えてくださいたいです。

事務局 大竹小は15日間ということで、玖波小が18日、大竹中が18日、小方小・中、玖波中が19日となっています。合計の日数はそうなります。大竹小にも、他の学校のことを、共通ではない部分を伝えてどうですかと話をしました。校長、教頭、教務主任その他の職員が集まって話をし、授業の進捗が大丈夫なのでその間登校させなくても大丈夫であると聞いています。

小西教育長 他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和2年第7回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 11時08分】

.....